

国際関連情報 Report from CMAC and GPF

CMAC-GPF 合同会議 (2017年6月) 出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員 くまがい 熊谷 ごろう 五郎
たにぐち 谷口 いわあき 岩昭
 (株)リクルートホールディングス
 執行役員(経理・税務・財務担当)

I. はじめに

2017年6月15及び16日、ロンドンにおいて、国際会計基準審議会(IASB)の資本市場諮問委員会(Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。)、世界作成者フォーラム(Global Preparers' Forum、以下「GPF」という。)の合同会議が開催された。CMACは財務諸表利用者、GPFは財務諸表作成者の代表からなる会議で、利用者、作成者の

立場から、会計基準に関わる専門的かつテクニカルな論点について、IASBへインプットを行うことを目的としている。CMAC、GPFとも年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回はCMAC-GPFの共同開催で、本6月の会議が該当する。日本からは日産自動車(株)経理部担当部長常原二郎氏、及び筆者2名が参加した。

2017年6月開催のCMAC-GPF合同会議の議題は図表のとおりである。以下、本稿では、その概要を報告する¹。

図表 2017年6月15及び16日開催 CMAC-GPF 合同会議議事一覧

番号	時間	議事
	6月15日	
1	10:15-10:45	IASB 活動報告
2	10:45-12:30	開示原則ディスカッション・ペーパー (DP)
3	13:30-15:30	基本財務諸表
4	15:30-17:15	IFRS 第13号「公正価値測定」
	6月16日	
5	9:00-10:45	のれんの減損テスト
6	11:00-12:00	IFRS 第8号「事業セグメント」(GPFのみ)

出所：IASB

1 2017年6月15及び16日開催のCMAC-GPF合同会議の討議資料・音声ファイルは、以下で取得可能である。
<http://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2017/june/cmac-and-gpf/>

今回の合同会議では、6月15、16日の2日間にわたり、①IASB活動報告、②開示原則ディスカッション・ペーパー（DP）、③基本財務諸表、④IFRS第13号「公正価値測定」、⑤のれんの減損テスト、⑥IFRS第8号について議論した。特に②～⑤の論点については、まずIASBスタッフによる論点解説があり、それを受け、質疑15～20分、分科会45～55分、分科会報告30分というフォーマットで、投資家・アナリスト代表であるCMAC委員と企業代表であるGPF委員からなる4グループに分かれ、活発な討議が行われた。また⑥は、GPFメンバーのみによるセッションであった。

II. 2017年6月CMAC-GPF合同会議における議論概要

1. IASB活動報告

本セッションは、IASB側から最近のトピックを紹介する目的で毎回行われている。今回は、①IASBボードメンバーの交代、②IFRS第17号「保険契約」最終基準の公表、③概念フレームワークの改訂版最終化に向けた議論、④IFRIC解釈指針第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」、⑤より幅広い企業報告（Wider Corporate Reporting）に関するIASBの取組み、⑥新しいIFRS財団/IASBのウェブサイトと同ウェブサイトにおけるIFRS導入サポートについて簡単な報告があった。

参加者からは「⑤より幅広い企業報告」に質問、コメントが集中した。そもそも、IASBが「より幅広い企業報告」への取組みを強化しようとしている背景には、非財務情報の重要性の高まりや非GAAP指標の利用の広がりに対する危機感がある。この問題を何度も取り上げているIFRS諮問会議（IFRS-AC）では、IASBが統合報告などの分野での活動を積極化させることには一定の支持があるものの、この分野で

の基準設定に関して主導的な役割を担うことに対しては慎重論が圧倒的多数を占めている。

今回のCMAC-GPF会議でも、財務情報の目的適合性の低下に対する危機感は共有される一方、「国際統合報告フレームワーク」を開発した国際統合報告評議会（IIRC）との関係については、「IASBの傘下に位置づけられるものではなく、良きパートナーとして議論を行っていくべきである。」などの意見があった。また実務記述書「経営者による説明」の見直しに関して、詳しい説明を求める声があった。それに対し、IASBサイドより、経営者による説明に関する実務記述書は、直接的ないしは間接的に活用されているが、個別に詳細すぎる点については取捨選択が適宜なされているとのコメントがあった。

2. 開示原則ディスカッション・ペーパー（DP）

【背景と論点】

2017年3月30日、IASBの「財務報告におけるコミュニケーションの改善」アジェンダにおけるディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」（以下「開示原則DP」という。）が公表された。同DPは110ページにも及ぶ文書で、またコメント期間は最長の6か月（期限2017年10月2日）が設定されるという、IASBにとっては2017年における最大級のプロジェクトである。わが国でも企業会計基準委員会（ASBJ）に「ディスクロージャー専門委員会」が立ち上げられるなど関心の高いテーマである。今回のCMAC-GPF合同会議における論点は以下の3点であった。

第4章 情報の記載場所：

- (1) 財務諸表外における「IFRS情報」の開示と財務諸表内における「非IFRS情報」の開示

第6章 会計方針の開示：

(2) 重要性に応じて「会計方針」の3つのカテゴリーに分類するというDPの提案の妥当性

第7章 統一的な開示目的：

(3) 各個別IFRS基準に共通の統一的な開示目的を開発することの是非

【分科会報告】

分科会では4つのグループに分かれ、2グループが(1)と(2)を、残りの2グループが(3)について議論した。

第4章 情報の記載場所

まず、グループ1からIFRS情報の財務諸表外の開示については、まず何をもって「年次報告書(annual report)」というかという問題提起がなされた²。財務諸表が一組の年次報告書に組み込まれているのであれば、IFRS情報がどこで開示されようが問題ではなく、分かりやすい開示であるかどうか重要であるという指摘がなされた。

またグループ1では非IFRS情報であっても重要性がある限り財務諸表内にも開示されるべきという結論であったのに対し、グループ2では代替的業績指標などの監査対象外の非IFRS情報が無秩序に財務諸表内で開示されることを警戒する声が聞かれた。

この点に関連して、双方のグループとも監査の対象範囲が問題になったとのことであった。財務諸表に開示が義務付けられるIFRS情報は当然監査対象となるが、非IFRS情報を財務諸表内に任意で開示する場合に、監査対象とすべきかという論点に関して2つのグループとも明

確な結論が出なかった。

第6章 会計方針の開示

会計方針に関連して「開示原則DP」では、以下の3つのカテゴリーに分けることを提案している。カテゴリー1、2はともに「財務諸表作成にあたって重要性のある項目、取引、事象に関する会計方針」であるが、カテゴリー1は、①前期から変更のあったもの、②会計基準で認められた複数の選択肢から選ばれたもの、③会計基準に特段の定めがないために自社で定めたもの、④重要な判断や仮定を含むもの、を含む。カテゴリー2はカテゴリー1に含まれないものである。さらにカテゴリー3は「重要性のない項目、取引、事象に関する会計方針」である。

カテゴリー1は開示すべきものであり、カテゴリー3は開示不要であることは自明であるので、カテゴリー2を開示すべきかどうか論点であった。それに対し、グループ1からは、カテゴリー2であれば開示は不要であるが、本当にカテゴリー2かどうかの判断がポイントであるとの指摘があった。また、会社の将来に影響を及ぼし得る会計方針として、カテゴリー4を作ってはどうかとの提案もあった。一方、グループ2では、カテゴリー2を非開示にすることへの強い懸念が聞かれた。

また会計方針の記述場所としては、1か所にまとめて開示するよりも、開示すべき会計方針と関連する取引・事象に関する注記に隣接した場所で開示した方がよいというのが、グループ1、2を問わずコンセンサスを得られた内容であった。

2 わが国では、「アニュアル・レポート」は任意開示書類であるが、ここでの「年次報告書」は、わが国の「有価証券報告書」に相当する法定開示書類を指している。したがって、監査済み財務諸表に表示・開示される「IFRS情報」の財務諸表外における開示、本来監査対象外の「非IFRS情報」の財務諸表内における開示が問題とされている。ちなみにわが国の有価証券報告書では「第5【経理の状況】」が財務諸表にあたり監査対象であるが、それ以外は監査対象ではない。

一方、複数のCMAC委員から、会計方針に関する開示が、関連するIFRS基準の説明に終わっていることが多いことへの不満が表明された。利用者が本当に知りたいのは企業の実務であるが、関連する会計基準そのものを転記しているケースが多い。

第7章 統一的な開示目的

現在IFRSには個別基準に対する統一的な開示目的がないために、作成者から、何のために開示するのかが理解しづらく、何を開示すべきか判断するのが困難であるとの不満がある。現行のIFRS基準における開示目的や開示要件については、主に次の3つの類型が識別されている。

- ① 開示目的抜きに開示すべき項目が列挙されている「規範型開示要件」(例：IAS第19号「従業員給付」)
- ② 開示目的を明示した上で開示すべき項目が列挙されている「目的志向型開示要件」(例：IAS第7号「キャッシュフロー計算書」)
- ③ 開示目的を明示しさらに特定の開示要件によって補完し開示すべき項目を列挙する「補完要件付き目的志向型開示要件」

まずこの3類型の開示要件について、それぞれの長所と短所が議論された。特に②の目的志向型要件は作成者による解釈の余地が大きく、利用者にとっての比較可能性の観点から、十分な内容が確保されなくなるリスクが存在するとの指摘があった。主流的なアプローチである規範型開示要件に大きな問題が存在するわけではなく、多少の改善を加えることで、将来的にも継続可能との意見で作成者側と利用者側が一致した。

具体的な改善ポイントとして、利用者側の視点も考慮する形で、開示にあたって重要性基準をさらに明確化すべきとの意見が寄せられた。これは、現状のままでは、開示対象が増加しつづけるという作成者側の懸念を反映している。また、利用者側からは、産業ごとの個別性を開示要件に反映させるべきとの意見や、さらには、重要性基準も絶対金額水準のみではなく、前年比の増減割合も重要性基準に加えるべきであるとの意見が寄せられた。

次に、統一的な開示目的を開発するにあたり、「財務諸表の表示項目(資産・負債、持分、収益及び費用)」に焦点を当てるアプローチAと「企業活動」に焦点を当てるアプローチBについて、どちらが有用かが議論された。グループ3では、アプローチBは経営者による説明における開示には適しているものの、財務諸表における注記開示には馴染まないという指摘があった。また同様にグループ4では、アプローチBでは、客観的かつ統一的判断が監査上困難な場合がある³ことや、経営者による説明と財務諸表が混同されるリスクも大きいなどの指摘がなされた。グループ3、4ともに現状のアプローチであるアプローチAを変更する大きなメリットは少ないとの意見が多数であった。

3. 基本財務諸表

【背景と論点】

「基本財務諸表」プロジェクトも、「開示原則DP」と並んで、IASBの「財務報告におけるコミュニケーションの改善」アジェンダの関連プロジェクトである。現在は、財務業績報告書(損益計算書)における表示の見直しに関して、リサーチの初期段階にあり、企業が「自社を語

3 小売業における保有不動産などについて、事業活動であるか金融活動であるかの区分が困難であるとの例などがあげられていた。

る」柔軟性を確保しつつ、財務業績報告書の比較可能性を向上させるためにIFRSとして何らかの段階利益を導入すべきかということが論点となっている。

今回のCMAC-GPF合同会議の分科会では、4グループ共通で次の議題が検討された。

- ① 比較可能性を担保するために税引前利益（EBIT）の表示を義務付けることの是非
- ② 自社を語るための柔軟性を担保するために「経営者による営業業績指標（Management Operating Performance Measure、以下「MOPM」という⁴。）の表示を義務付けまたは容認することの是非
- ③ EBIT、MOPMを導入することが、比較可能性・柔軟性の双方に対するニーズを満たすか

【分科会報告】

比較可能性を担保するためにEBITの表示を義務付けることに関しては、各グループとも概ね支持があったものの、利用者と作成者との間で若干の温度差があり、作成者からはやや消極的な声もあった。

ただし各グループともにEBITが効果的に機能するための技術的な問題点として、資本構成を厳密に定義できるかどうか指摘された。資本構成がしっかり定義されないと、EBITの何を金融収益・費用として表示すべきかの判断が困難となる。また持分法損益をEBITの構成要素とすべきか、構成要素外とすべきかについては、簡単に解決できない問題点として指摘された。

自社を語る柔軟性を確保するためにMOPMを導入することに関しても概ね支持が集まった。しかしMOPMの損益計算書への表示に関

しては、あくまで非IFRS指標として明確にGAAP指標と区別されるべきであるとの強い意見がある一方、非IFRS指標であっても財務諸表に表示されることにより監査対象となるために信頼性が高まると積極的に評価する声もあった。

またMOPMの損益計算書への表示にあたって制約を設ける場合、①IFRSとして頻度が低い項目（infrequent items）と非営業項目に関してのみEBITからの調整を認める方法、②企業が定める一時項目、非営業項目に関してのみ調整を認める方法、③会社が自身で定義する業績指標の内容（計算方法）を説明する場合に調整を認める方法、④IFRSの認識と測定の要件に準拠する限り調整を認める方法、⑤一切制約をつけない方法について、どれが良いか議論した。各グループとも圧倒的に③の方法に支持が集まり、それ以外には④の方法を支持する意見が若干見られた。

EBIT、MOPMを導入することが、比較可能性・柔軟性の双方に対するニーズを満たすかについては、EBIT、MOPMを導入できる限りは自明であり、ほとんどのグループでそれ以上の議論はなされなかった。しかしこの論点を議論したグループの結論は、比較可能性と柔軟性の両方のニーズを満たすためには、原則主義のアプローチに基づくことが望ましいというものであった。

4. IFRS 第13号「公正価値測定」

【背景と論点】

本セッションは、IFRS 第13号「公正価値測定」の適用後レビューを補完する目的から、利用者側と作成者側から公正価値測定の開示に関する意見を確認する目的で行われた。分科会

4 なお、本用語の名称については、その後、「Management Performance Measure（経営者業績指標）」に変更されている。

では、「金融商品」、「投資資産及び有形固定資産」に関して、それぞれ2つのグループに分かれ、①情報の有用性、②情報提供のコスト、③今後の改善点の3点について議論した。

【分科会報告】

「金融商品」の公正価値測定に関する情報の有用性については、非常に有用ながらも開示されている情報があまりに多いために、何が重要な情報かを見極めるのが大変であるというのが、グループ1、2で得られたコンセンサスであった。ただし複雑な金融商品ポートフォリオを保有する巨大金融機関に関しては、そうした大量の情報開示もやむを得ない面がある、という指摘もあった。

また、この開示自体がプロの機関投資家やアナリストを想定しているために、一般の投資家には何を言いたいのかが分からないのではないかという指摘もあった。またレベル3資産については、感応度分析などの詳細な開示があるものの、レベル2は残高が多いにもかかわらず開示項目が不十分ではないかという意見もあった⁵。

情報提供のコストについては、両グループから明確な報告はなかった。しかし、情報量が過多であり、主要項目の開示や重要性の適用がポイントであるという指摘が相次いでいたことは、コストに見合わない開示が行われていることが示唆されていたと思われる。

公正価値測定に関する開示の改善の方向性としては、IFRS第13号の大幅な改訂を目指すよりは、重要性に関する実務記述書の活用や財務報告におけるコミュニケーションの改善に関するガイダンスの開発が示唆された。特に要求事項を漫然と開示するのではなく、表形式の開

示などを利用して、キャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性などの主要事項を明示するなど、目的意識を持った開示の重要性が強調された。また表形式以上に、グラフによる開示が効果的であるとの意見もあった。

「投資資産及び有形固定資産」の公正価値測定に関する開示に関しても、利用者は概して好意的ながら、作成者は開示項目が詳細すぎて有用性とコストが見合わないという意見であった。特に作成者からは、工場など製造設備・資産や在庫の公正価値会計測定やレベル3資産の感応度分析がコストに見合わないこと、詳細すぎる開示の結果、訴訟リスクが高まることなどへの不満及び懸念が示された。その一方で投資不動産に関しては、地域や都市により投資家が必要とする開示レベルが異なり、現在より詳細な分解開示が必要であるとの意見もあった。

5. のれんの減損テスト

【背景と論点】

現在、IASB内ではリサーチプロジェクトとしてののれんの減損テストの改善が議論されている。本セッションでは、今後の方向性を定める目的から、利用者及び作成者の意見が聴取された。その後、IASBが事前に準備した設問について、グループ単位での議論が行われた。具体的な論点は以下のとおりである。

- ① 情報の追加開示：IASBスタッフは、現在、買取価格の妥当性を示す主要な仮定と目標、実際の業績と買取時の前提との比較、過去の買取ごとののれんの内訳など、買取先事業に関する情報開示を改善することを検討している。また、あわせてIAS第36号の開示要件に関して不要なものを見直すとしている。こうした方向性に関する意見が求めら

5 この指摘はグループ2の報告でなされたが、それに対してグループ1の司会兼報告者を務めたIASB理事より、「レベル2はレベル3ほどの不確実性はないために、感応度分析は不要である。」という反論があった。

れた。

- ② 年次減損テストの廃止：IASB スタッフは、追加開示を前提に年次減損テストを廃止し、減損の兆候があるときのみ減損テストを行うことを検討している。これに関する意見が求められた。

【分科会前の議論】

分科会に入る前に、日本の作成者より、のれんについて、一定期間での「定期償却+減損」アプローチが「減損のみ」のアプローチに比べてより妥当である旨、意見表明が行われた。

その意見において「定期償却+減損」を支持するポイントは以下の2点である。1つは、とりわけ同業種若しくは類似の事業を行う2社の企業結合においては、しばしば、シナジーにより生み出された追加の企業価値の維持のために、継続的な資本投下が必要なケースがあり、それはのれんの価値が時間の経過とともに一定のパターンで減耗していることを示しているということである。2点目としては、買収価格の形成過程においては単純な使用価値や将来キャッシュフローによる定量的な計算結果だけでなく、当事者の交渉能力や競合の有無など様々な要因が影響した結果、買収価格及びのれん金額が決まってくるという面があり、こういった価格決定条件や要因の違いを、のれんの定期償却によって買い手企業の業績の一部として損益計算書に反映することができるという点である。以上の点から、企業経営の安定性や規律性を高めることにおいてのれんの定期償却が寄与できることは過小に評価できないというのが、日本の作成者からの主張であった。

この意見表明に対して、欧州の利用者より、のれんの便益が未来永劫継続するとの前提はシナジー効果の例を取って見ても論理的に問題があり、仮に新たなアプローチを実施しても、現在の減損テストのアプローチでは“too little

too late”の問題が解消されないのではないかとの問題提起があった。

一方、多数の作成者から、のれんは買収価格から認識可能な資産の時価を差し引いた残額であり、単なる算術的数字に他ならず、シナジーといっても、顧客・ブランド・コストベース等様々な形に及び、簡単にシナジーからのれんを定義することは不可能であるとの反論があった。ここからさらに、作成者側・利用者側・IASB側が各々の立場から、のれんの本質、会計上の位置付け等に関する解釈論を交わしたが、意見の一致を見ることはなかった。

「のれんの償却は今回の合同会議の論点ではない。」との議長の指摘にもかかわらず、その後の活発な議論の引き金になったという点で、日本側作成者の問題提起は意味があったものと思われる。

【分科会報告】

情報開示の改善

どのグループにおいても情報開示の改善に関しては、作成者側と利用者側の意見が鋭く対立した。作成者側はそのような情報を詳細に開示することに関しては、警戒的であった。企業結合に関してそのような詳細な開示をすれば、投資家ばかりでなく、競合他社にも情報を提供することになり、深刻な競争上の影響が生じるとの懸念があるからである。また被買収企業の事業は買収企業の既存事業と統合されるために、買収前の目標と実績の比較は容易ではない、買収案件ごとにのれんの内訳開示をしても有用な情報を提供しないなどの意見があった。

それに対して、利用者からは買収価格の妥当性評価のための追加開示を支持する声が強かった。また買収案件ごとののれんの帳簿価格の開示を求める声もあった。利用者は資本提供者として企業結合が成功であったか否かを評価したいのであって、そのための情報開示が必要であ

るという意見であった。

年次減損テストの廃止

年次減損テストを廃止して、減損の兆候がある時のみ減損テストを行うというアプローチについては、作成者・利用者ともに支持する声が強かった。年次減損テストについては、手間と費用の割に、有用な情報が提供されていないなどの批判・不満が作成者・利用者ともに強い。減損の兆候が発生した場合に詳細な減損テストを行う提案は費用対効果のみならず、実効性の観点からも妥当などの意見があった。ただし減損の兆候に関する定性的な指標については簡単に想定できず、結局は定量的な指標にならざるを得ないのではないか、などの意見もあった。

6. IFRS 第8号「事業セグメント」(GPFのみ)

【背景と論点】

本セッションは、IFRS 第8号「事業セグメント」に関する改善点の方向性について作成者側から意見聴取を行う目的で、GPFメンバーのみで開催された⁶。改善は、変更が行われている米国会計基準とのコンバージェンスを維持することを意図している一方で、改善点の実施に際しては、費用対効果についても十分配慮するとの表明も行われている。

IASB スタッフによる、具体的な改善提案のポイントは以下の4点である。

- ① 日常業務の意思決定を行う主体である最高経営意思決定者（Chief Operating Decision Maker、以下「CODM」という。）を定義し、これを開示対象とする。
- ② IFRS 第8号で定義される財務諸表上のセグメントと年次報告書のセグメントとの統一性を要求し、統一性が損なわれる場合は、そ

の差異についての開示を必要とする。

- ③ 近似した経済的特徴を有する複数のセグメントについては、結果として近似した長期的な財務パフォーマンスを示す傾向が強いことから、単一セグメントへの集約を許容することが認められているが、どのような状況において集約できるかについて明確化を図ることが提案されている。
- ④ 会計年度中のセグメント変更が行われる場合、期中財務報告書において、当該年度、及び、前年度の修正セグメント情報開示を必要とする。（ただし、当該情報が存在しない場合、又は、作成費用が過大な場合を除く。）

【GPFにおける議論】

上記の③と④についてはGPFメンバーから特段異論は出なかった。しかし①については、会社ごと、業種ごと、国ごとにCODMがどのような意味内容を持つか、状況が大きく異なっていることが実態であり、CODMを定義することは実務上困難であると否定的な意見が多く寄せられた。

また、②についても、年次報告書の内容が規制当局向け報告書の規定に影響される場合、開示すべき事業セグメントに差異が生じる状況が一般的であるため、統一性確保は非常に困難である旨のコメントがあった。さらには、今回提案されている年次報告書パッケージの定義がIR資料、プレスリリース、経営者による説明等広範囲な対象であり、これらの資料において一般的に開示されるセグメント内の詳細事業情報が、財務諸表におけるセグメント情報と統一性がないと認定されるリスクが存在する以上、全く賛成できないとの厳しい反応があった。

6 なお利用者への意見聴取に関しては、2017年3月開催のCMACで実施済みであった。